

ペット保険「どうぶつ健保」の約款改定の内容

2009年7月1日よりペット保険「どうぶつ健保」の約款改定を行いますのでお知らせいたします。改定の概要は以下のとおりとなりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

1. 改定の主旨

お客様からの苦情や要望を多くいただいております。既経過期間中の保険金を支払うべき診療費の発生(以下「事故」といいます)の有無による、ご契約者様からの申し出による契約の解約(以下「任意解約」といいます)やどうぶつがお亡くなりになった場合の契約の失効(以下「失効」といいます)等の場合の、保険料の取り扱いについて、見直しを行ないました。

2. 改定の概要

改定前におきましては、任意解約や失効等につきましては、既経過期間中の事故の有無により、保険料の返還方法が異なっていました。

この度、事故の有無にかかわらず、以下のとおり保険料の返還方法を統一いたしました。

①任意解約の場合

改定前			改定後	
	事故無	事故有		
一括払(年払)	次の計算式にて算出される返還保険料を、保険契約者に支払います。 (式)年払保険料×(1-保険始期日から解約日までの期間に応じた短期料率)	保険料は返還しません。	一括払(年払)	次の計算式にて算出される返還保険料を、保険契約者に支払います。 (式)返還保険料=年払保険料×(1-保険始期日から解約日までの期間に応じた短期料率)
分割払(月払)	次の計算式にて算出される返還保険料を、保険契約者に支払います。 (式)(分割保険料×12)×(未経過月数/12) ただし、既経過期間中にお支払いいただいている保険料がある場合はそのお支払いをいただきます。	未経過期間に相当する保険料の全額を、一時にお支払いいただきます。	分割払(月払)	未経過期間に相当する分の分割保険料は請求いたしません。 ただし、既経過期間に相当する分割保険料のうち、払い込みをいただいている保険料がある場合は、その分に限り請求をいたします。

任意解約の場合につきましては、

- 一括払(年払)の場合 = **事故有の場合でも、保険料を返還いたします。**
- 分割払(月払)の場合 = **事故有の場合でも、(未経過期間に相当する)保険料の請求はいたしません**(ただし、払い込みをいただいている保険料がある場合には、その分に限り請求をいたします)。

このように変更いたします。

②失効の場合

改定前		
	事故無	事故有
一括払 (年払)	次の計算式にて算出される返還保険料を、保険契約者に支払います。 (式) 年払保険料 × (1 - 保険始期日から失効日までの日数 / 365)	保険料は返還しません。
分割払 (月払)	次の計算式にて算出される返還保険料を、保険契約者に支払います。 (式) (分割保険料 × 12) × (未経過月数 / 12) ただし、既経過期間中にお支払いいただいている保険料がある場合はそのお支払いをいただきます。	未経過期間に相当する保険料の全額を、一時にお支払いいただきます



改定後	
一括払 (年払)	次の計算式にて算出される返還保険料を、保険契約者に支払います。 (式) 返還保険料 = 年払保険料 × (1 - 保険始期日から失効日までの日数 / 365)
分割払 (月払)	次の計算式にて算出される返還保険料を、保険契約者に支払います。 ただし、既経過期間に相当する分割保険料のうち、払い込みをいただいている保険料がある場合には、保険料を請求することがあります。 (式) 返還保険料 = 既払込保険料 - (分割保険料 × 12) × (保険始期日から失効日までの日数 / 365)

失効の場合につきましては、

- 一括払(年払)の場合 = **事故有の場合でも、保険料を返還いたします。**
- 分割払(月払)の場合 = **事故有の場合でも、(未経過期間に相当する)保険料の請求はいたしません**(ただし、既経過期間に相当する分割保険料のうち、払い込みをいただいている保険料がある場合には、保険料を請求することがあります)。

また、既経過日数による日割計算で、返還保険料を算出します。

このように変更いたします。